3～5歳児の保護者の皆様へ

10月から、保育料が無償化されます。

給食費が保護者の皆様のご負担となります。

○　2019年10月から、**3～5歳（年少、年中、年長）**のお子様については**保育料が無償化され**、多気町（保育園）にお支払いいただく必要がなくなります。

○　**保育園の給食の材料にかかる費用（給食費）については**、自宅で子育てを行う場合も同様にかかる費用です。このため、保育園等を利用する保護者も、自ら自宅で子育てを行う保護者と同様に、その費用を負担することが原則となりますので、**無償化後は、給食費（主食費と副食費）が保護者の皆様のご負担となります**。ただし、多気町では、主食費分は免除※を継続しますので、お支払いいただくのは副食費のみとなります。

※主食費の免除対象者は、町内の保育園、子ども園の利用者になります。

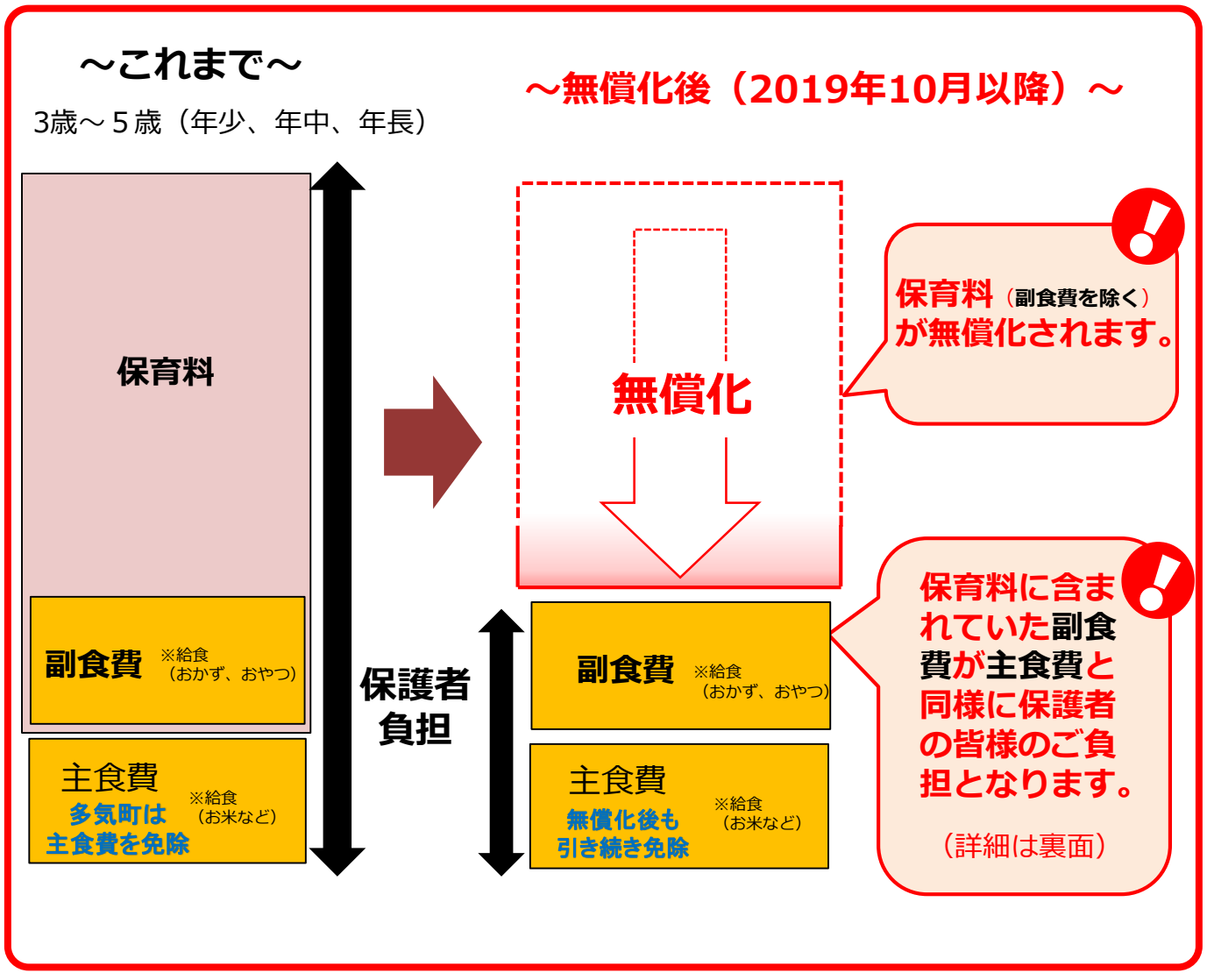

１０月より幼児教育・保育は無償化されますが、給食費については保護者の皆様にご負担いただくことになり、**今後は、副食分の給食費を多気町もしくは保育園にお支払いいただくことになりますので、ご理解・ご協力のほどお願いいたします。** ※０～２歳児の副食費は、引き続き保育料の一部に含まれていますので、給食費としては発生しません

・公立保育園、子ども園の方は口座振替になります（毎月月末）。

・民間保育園（ゆたか園）の方は直接、園に支払っていただきます。

～これまで～

3歳～５歳（年少、年中、年長）

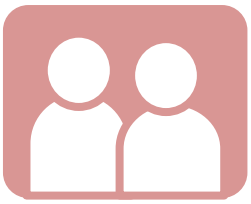

保護者の皆様

保育料
（食材料以外）

副食費（4,500円）

主食費　多気町では主食費を免除

多気町
（保育園）

これまでは、副食費（おかず）は保育料の一部として保護者が負担していました。

～無償化後（2019年10月以降）～

3歳～５歳（年少、年中、年長）

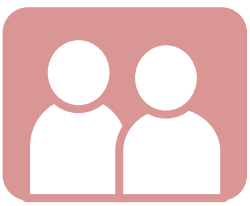

無償化

３歳から５歳児の保育料の支払いは不要になります。

副食分の給食費をお支払いいただきます。

保護者の皆様

副食費（4,500円）※1

主食費　引き続き、主食費を免除

多気町
（保育園）

※１　年収360万円未満相当世帯の子ども及び第三子以降の子ども（小学校就学前からカウント）の副食費は免除されます。

問い合わせ先　：　多気町役場　健康福祉課　子育て人権係
TEL：0598－38－1114